

事務連絡
平成 21 年 1 月 20 日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

中皮腫の診療のための通院費の支給に当たって留意すべき事項について

標記の支給については、全国的に住居地等の近くに専門的な診療に当たることのできる医療機関の設置数が確保できていないという実状を踏まえ、平成 17 年 10 月 31 日付け基労補発第 1031001 号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」（以下「平成 17 年補償課長通達」という。）において、その取扱いを定めていたところである。

今般、平成 20 年 10 月 30 日付け基発第 1030001 号「移送の取扱いについて」の一部改正について」（以下「平成 20 年局長通達」という。）において、通院費の支給対象範囲を見直したことにより、平成 17 年補償課長通達に定める中皮腫の診療のための通院費の支給についても、平成 20 年局長通達で対応し得ることから、平成 17 年補償課長通達を廃止したものであり、平成 20 年 11 月 1 日以降に生じた中皮腫の診療のための通院費についても、従来の取扱いどおり支給されるものであることに留意されたい。

なお、平成 17 年補償課長通達においては、傷病労働者の住居地又は勤務地の所在する区域（全国を 7 つに分割した区域）外への通院については、本省に協議を行うこととされていたが、今回の改正に伴い、本省への協議が不要となったことにも、併せて留意されたい。



都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

中皮腫の診療のための通院費の支給について

移送費に係る取扱いについては、昭和37年9月18日付け基発第951号（改正昭和48年2月1日付け基発第48号）（以下「通達」という。）及び昭和59年11月20日付け補償課長事務連絡第32号（以下「事務連絡」という。）により実施しているところであるが、石綿による疾患、特に中皮腫については、診療に当たる専門医や医療機関数の拡充に努めているものの、現状においては、未だ、全国的に居住地等の近くに専門的な診療に当たることのできる医療機関の設置数が確保できていないという実状にある。

このような実状に鑑みて、中皮腫の診療のための通院費の支給については、当分の間、特に下記のとおり取扱うこととしたので、遺憾のないようされたい。

記

1 通院費の支給要件の運用について

通院費の支給要件を示した通達記1の(3)のイ及びロについては、中皮腫の診療のための通院について以下のとおり運用する。

- (1) 中皮腫に罹患した労働者が通院した医療機関については、事務連絡記の1の(2)に掲げる事項を勘案のうえ、初めての通院でない場合は、当該通院が当該傷病労働者を診察した医師の紹介等に基づく通院であることが確認できたときに「当該傷病の診療に適した指定医療機関」に該当するものとして取扱うこと。
- (2) 「4キロメートルをこえる通院」の範囲については、これまで事務連絡記の1の(3)の⑥において「起点の所在する市町村若しくは特別区（東京23区のそれぞれの区をいう。以下同じ。）、又はこれに隣接する市町村若しくは特別区の範囲を限度とすること。」としてきたところであるが、今般、中皮腫に係る専門的医療機関の分布状況を踏まえた通院の実態等を考慮し、その範囲を拡大するために「起点の所在する区域（別表に掲げる全国を7つに分割した区域）」

の範囲を限度とすること」としたこと。

なお、起点が所在する区域外への通院については、当該区域の住民の通院慣行、当該区域の交通事情等に基づき、個別に判断するものであること。

2 本省への協議について

上記1の(2)のなお書きの通院に該当する事案その他判断に当たり疑義のある事案については、本省に協議のうえ決定を行うこと。

なお、協議に際しては次の文書を添付すること。

- (1) 調査復命書
- (2) 診療費請求内訳書
- (3) その他判断の参考となる資料

別表

区域	管轄都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野
東海・北陸	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、 三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄